議案第１３６号

鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第１項の規定により、令和９年４月１日から、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村を変更し、同組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

（提案理由）

鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い同組合規約の一部を変更すること及び同組合規約において読点として表記する「,」を「、」に改めることについて協議したいので、地方自治法第 286 条第１項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

（別紙）

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

鹿児島県市町村総合事務組合規約（平成 19 年指令市町村第 1284 号許可）の一部を次のように改正する。

別表第２の８及び９の項中「中南衛生管理組合」の次に「，大島地区衛生組合」を加える。

鹿児島県市町村総合事務組合規約において、読点として表記する「,」を「、」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。